

収容等に係る諸費用等について

	平成18年度予算額
○ 収容等に係る諸費用	515億8859万7千円
拘置所、刑務所及び少年刑務所収容に要する費用(1)	384億5778万1千円
少年院及び少年鑑別所収容に要する費用(1) ・ 少年院 ・ 少年鑑別所	30億 407万7千円 11億1712万6千円
保護観察に要する費用	90億 961万3千円
○ 受刑者に対する作業報奨金の年間支払総額(2)	20億6576万3千円
○ 国選弁護に要する費用 [平成16年度支給実績]	77億6140万6千円
国選弁護人報酬及び旅費の支出実績(3) ・ 国選弁護人報酬 ・ 国選弁護人旅費	70億5973万7千円 7億 166万9千円
○ 被留置者食糧費、被留置者医療委託費等の留置に要する経費(4)	91億8925万9千円
総 計	706億502万5千円

- 1 予算額は、被収容者の収容に直接関係する収容費を計上している。
- 2 受刑者1人当たりの作業報奨金の平均総支給額：6万8,856円
- 3 国選弁護人は、すべての犯罪に係る刑事公判手続において選任されうるものであり、金額には、被害者がいない犯罪に係る事件におけるものも含まれている。具体的な犯罪類型ごとの国選弁護人にかかる費用については、把握していない。
- 4 都道府県警察に対する補助金及び検察送致後の留置に要した費用の償還金